



様式第2号（第5条関係）

早町第 915 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所（所在地） 倉敷市中庄2248番地の4
（事務所 早島町早島902番地）
名 称 株式会社 美建ビルサービス
氏 名（代表者氏名） 代表取締役 小 林 建 雄

令和2年2月5日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、次のとおり許可する。

令和2年3月16日

都窪郡早島町長 中 川 真 寿 男



1 許可の種類	一般廃棄物（事業ごみ）の収集運搬
2 許可番号	第 9 号
3 許可期間	令和 2年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで
4 許可区域	早島町内
5 積替施設	無
6 許可条件	・ 持込日及び持込時間を厳守すること。 ・ 持込に際しては、分別を行い係員に従うこと。 ・ 生ごみについては、パッカー車で行うこと。 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項に定める生活環境の保全上の条件は、裏面のとおり。

法第7条第11項に規定する生活環境の保全上の条件

1 分別基準

ごみは、「燃やせるごみ」、「埋立ごみ」、「資源ごみ」に分けて収集すること。

「燃やせるごみ」は早島町の指定する清掃工場に、「埋立ごみ」は早島町一般廃棄物埋立処分地に、「資源ごみ」は民間の再生資源施設に運搬すること。

可燃性の粗大ごみを壊さずに運ぶ場合は、清掃工場の破砕施設で破砕すること。

別途破砕費用が掛かることがある。

2 騒音

早朝、夜間の収集を行う場合は、騒音に注意すること。

3 清潔

車両、車庫、積替え施設は常に清潔に保つこと。

4 野外焼却

ごみの野外焼却は行わないこと。

5 積替

町が認めた積替施設以外では積替は行わないこと。

また、町が認めた積替施設でも、厨芥類等悪臭の発生の恐れがある一般廃棄物の積替は行わないこと。

6 保管

収集したごみは直ちに運搬し、積替にともなう場合以外はごみの保管は行わないこと。

積替にともない資源物などの手選別等を行う場合においても、選別後は性状に変化が生じないうちに運搬すること。

7 過積載

車両の最大積載量を越えてごみを積み込まないこと。

8 車両運行

塵芥車の後部扉を開放したまま走行しないこと。